

# コーポレート・ガバナンス基本方針

東京ガス株式会社

## 第1章 総則

### 第1条（目的）

本基本方針は、東京ガス株式会社（以下、「当社」という。）および東京ガスグループの持続的な成長と中長期的な企業価値の向上を実現するため、当社におけるコーポレート・ガバナンスに係る基本的事項を定めるものである。

### 第2条（コーポレート・ガバナンスに関する基本的考え方）

当社は、経営の適法性・健全性・透明性を確保しつつ、的確かつ迅速な意思決定、効率的な業務執行、監督・監査機能の強化および経営・執行責任の明確化を推進し、コーポレート・ガバナンスの充実・強化を図る。

## 第2章 コーポレート・ガバナンス体制と取締役会等の責務

### 第1節 コーポレート・ガバナンス体制の全体像

#### 第3条（コーポレート・ガバナンス体制の全体像）

当社は、取締役会において、経営の重要な意思決定および業務執行の監督を行うとともに、監査役会設置会社として、取締役会から独立した監査役および監査役会により、取締役の職務執行状況等の監査を実施する。また、経営の意思決定および監督と、業務執行とを分離し、業務執行に係る的確かつ迅速な意思決定と効率的な業務執行を実現するため、執行役員制度を採用する。さらに、取締役会の諮問機関として、役員候補者選定、役員報酬審議に係る諮問委員会を設置する。

### 第2節 取締役会・取締役

#### 第4条（取締役会の役割）

取締役会は、法令、定款等の定めるところにより、経営戦略、経営計画その他当社の経営の重要な意思決定および業務執行の監督を行う。業務執行に係る意思決定を的確かつ迅速に行うため、業務執行に係る権限の多くを執行役員に委任する。

#### 第5条（取締役会の構成）

取締役の員数は15名以内とし、経営意思決定の効率化・迅速化を図るとともに、企業経営、国際情勢、社会・経済動向等に関する高い見識を有する社外取締役を複数名選任し、多様な観点から取締役会の経営意思決定機能および監督機能を強化する。

#### 第6条（取締役候補者の選定）

取締役候補者は、豊富な経験、高い見識、高度な専門性を有する者とする。社外取締役候補者については、企業経営、国際情勢、社会・経済動向等に関する視点を持つ者であって、当社の定める「社外役員の独立性の判断基準」を満たす者とする。

2 取締役候補者は、諮問委員会の審議・答申を受け取締役会にて選定し、選定理由を開示する。

#### **第7条（取締役の任期）**

取締役の任期は、選任後1年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結の時までとする。

#### **第8条（取締役会の実効性の分析・評価）**

取締役会は、毎年、自己評価等の方法により、取締役会の実効性について分析・評価を行い、その結果の概要を開示する。

### **第3節 監査役会・監査役**

#### **第9条（監査役および監査役会の役割）**

監査役および監査役会は、法令に基づき、当社および子会社に対する事業の報告を求め、業務・財産状況の調査をすること、会計監査人の選解任等の権限を行使すること等を通じて、取締役の職務の執行等の監査を実施する。

#### **第10条（監査役会の構成）**

監査役の員数は5名以内とし、半数以上を社外監査役とする。また、監査役監査の実効性を確保する目的から、財務および会計に関する相当程度の知見を有する者を1名以上とする。

#### **第11条（監査役候補者の選定）**

監査役候補者は、監査に必要となる豊富な経験、高い見識、高度な専門性を有する者とする。社外監査役候補者については、中立的・客観的な視点を持つ者であって、当社の定める「社外役員の独立性の判断基準」を満たす者とする。

2 監査役候補者は、諮問委員会の審議・答申を受け監査役会の同意を得て取締役会にて選定し、選定理由を開示する。

#### **第12条（監査役の任期）**

監査役の任期は、選任後4年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結の時までとする。

### **第4節 諮問委員会**

#### **第13条（諮問委員会の役割）**

諮問委員会は、取締役会の諮問に基づき公正かつ適格な役員候補者の選定を行うとともに、「役員報酬に関わる基本方針」に基づき役員報酬について審議し、取締役会に答申する。また、社外役員候補者についてその独立性について審議し、取締役会に答申する。

#### **第14条（諮問委員会の構成）**

諮問委員会の委員は、社外委員3名以内および社内委員2名以内で構成し、半数以上を社外委員とする。社外委員は、社外取締役および社外監査役の中から選任する。また、委員長は社外委員より選任する。

### **第5節 役員報酬**

#### **第15条（役員報酬）**

当社の役員報酬については、取締役会で決定する「役員報酬に関わる基本方針」にて定める。

## 第6節 取締役・監査役のトレーニング

### 第16条（取締役・監査役のトレーニング）

当社は、取締役・監査役に対して、就任時に取締役・監査役の責務を理解する機会の提供、在任中に知識更新のための講習等の提供・支援を行う。社外取締役・社外監査役に対しては、当社グループの事業、財務、組織等に関する情報提供等を定期的に行う。

## 第3章 株主の権利・平等性の確保、株主との対話

### 第17条（方針）

当社は、株主の権利および平等性が実質的に確保されるよう、適切な権利行使のための環境整備に取り組む。また、当社の持続的な成長と中長期的な企業価値の向上に資するため、株主総会以外の場においても、株主との建設的な対話を行うための体制整備を行う。

### 第18条（株主総会）

当社は、株主総会が当社の最高意思決定機関であること、および株主との建設的な対話を行うにあたっての重要な場であることを認識し、株主の意思が適切に当社経営に反映されるよう、十分な環境整備を行う。

2 当社は株主が総会議案の十分な検討時間を確保できるよう、招集通知の早期発送に努めるとともに、招集通知発送前に電子的手段による公表を行う。

3 当社は、株主との建設的な対話を実現するために、株主総会の開催日等を適切に設定する。

### 第19条（株主との対話）

当社は、株主と建設的な対話を促進するため、以下の体制整備、取り組みを行う。

- ・株主との対話を統括する経営陣は、総務を担当する執行役員とする。
- ・対話を補助する部門間での情報共有を密に行う。
- ・投資家説明会やIR活動などの機会を通じ、積極的に対話を実施する。
- ・株主との対話の内容については、定期的に経営陣にフィードバックし、企業価値の向上に役立てる。
- ・株主との対話に際しては、インサイダー情報の漏えい防止に努める。

### 第20条（政策保有株式）

当社は、事業の円滑な遂行・発展に寄与し、当社の企業価値の維持・向上に資する取引先の株式を政策保有株式として保有する。

2 主要な政策保有株式について、取締役会で中長期的な経済合理性や将来の見通し等を検証する。

3 政策保有株式に係る議決権行使については、議案の内容や決算状況を勘案した上で、議案への賛否を判断する。

### 第21条（関連当事者間取引）

当社は、取締役等の関連当事者との取引が、当社および当社の株主の利益を害することの無いよう、適切な手続きを定めて監視する。

## 第4章 株主以外のステークホルダーとの協働

### 第22条（方針）

当社は、様々なステークホルダーに配慮した経営を行いつつ、良好な関係を築き、適切な協働に努める。

### 第23条（行動規範）

当社は、企業レベルの行動準則である「企業行動理念」およびそれを踏まえた個人としての行動準則である「私たちの行動基準」を制定し、対応状況等について定期的に経営陣に報告する。

### 第24条（サステナビリティ（持続可能性）を巡る課題への対応）

当社は、社会・環境問題をはじめとするサステナビリティを巡る課題に適切に対応し、課題への対応状況等について定期的に経営陣に報告する。

### 第25条（社内の多様性の確保）

当社は、企業の持続的成長のため、多様な人材の活躍を推進し、従業員一人ひとりがそれぞれの能力・特性を最大限発揮できるよう環境を整備する。

### 第26条（内部通報）

当社は、経営陣から独立した内部通報に係る窓口を設置し、通報者の秘匿と不利益取扱に関する規律を整備、運用する。

## 第5章 適切な情報開示と透明性の確保

### 第27条（情報開示）

当社は、法令および上場証券取引所が定める有価証券上場規程の定めに従い、重要事実を適時・適切に開示するとともに、社会、お客さま、株主・投資家にとって有用な情報について、公平かつ適時・適切に開示する。

## 第6章 改廃

### 第28条（本基本方針の改廃）

本基本方針の改正および廃止は、取締役会決議にて行う。

以 上